

「飲酒ガイドライン作成検討会」開催要綱

1. 趣旨

アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）第 12 条第 1 項に基づき、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されたアルコール健康障害対策推進基本計画の第 2 期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）では、基本的施策として、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を図るため、国民のそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資する「飲酒ガイドライン」を作成することとされている。

これを受け、必要な専門的知見に基づき当該ガイドラインを作成するため、学識経験者・実務者の参集を得て検討を行う。

2. 検討事項

飲酒ガイドライン案の作成

3. 構成等

- (1) 本検討会は社会・援護局障害保健福祉部企画課アルコール健康障害対策推進室長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (3) 本検討会に座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が社会・援護局障害保健福祉部企画課アルコール健康障害対策推進室長と協議の上、定める。

4. その他

本検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部企画課アルコール健康障害対策推進室が行う。

飲酒ガイドライン作成検討会 構成員名簿

氏名	所属
秋山 美紀	慶應義塾大学環境情報学部教授
池原 賢代	大阪大学大学院医学系研究科特任准教授
小原 圭司	島根県立心と体の相談センター所長
斎藤 トシ子	新潟医療福祉大学名誉教授
鈴木 眞理	跡見学園女子大学特任教授
高見 太郎	山口大学大学院医学系研究科教授
平井 啓	大阪大学大学院人間科学研究科准教授
松下 幸生	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター院長
森 千鶴	東京医療学院大学看護学科長
吉本 尚	筑波大学医学医療系准教授